

## 世羅町観光振興基本計画推進補助金交付要綱【令和2年度】

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成29年2月策定の世羅町観光振興基本計画の具体的な取組みとして掲げているプロジェクトの推進を図るため、事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内の世羅町観光協会会員（以下「会員」という。）であって、各種徴収金等に滞納がない者とする。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）、経費及び補助額等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、世羅町観光振興基本計画推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添付して世羅町観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 様式第2号による事業計画書
- (2) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、世羅町観光振興基本計画推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の変更をしようとする場合は、あらかじめ、様式4号の事業変更承認申請書を会長に申請して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になった時を含む。）は、あらかじめ、様式5号の事業中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。

(補助金の実績報告)

第7条 第5条の規定による決定又は前条の規定による承認を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、世羅町観光振興事業推進補助金実績報告書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第2号による事業実績書
- (2) その他会長が必要と認める書類  
(補助金の請求)

第8条 補助決定者は、前条の規定による書類等を提出し、審査を受けた後、請求書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書が提出されたときには、速やかに補助金を交付するものとする。  
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月25日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	対象事業及び経費	補助額
1	(1) 複数観光協会員が連携したイベントで、町または観光協会が共催または後援するイベントにかかる次に掲げる費用 ・報償費（謝礼、出演料）、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費）、役務費（保険料）、使用料及び賃借料（会場使用料）、委託料、	2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。
2	(2) 複数観光協会員が連携し、宿泊を伴うツアーの造成にかかる費用（ただし10名以上が参加するツアーが実施された場合に限る） ・需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費）、役務費（保険料）、使用料及び賃借料（会場使用料）	2分の1以内の額。ただし、10万円を限度とする。

※補助金交付対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

※本補助金の適用は1事業（1区分）につき1回限りとする。過去において適用を受けたものは適用できない。